

平成 29 年 7 月 12 日
総合政策局物流政策課

素材輸送および青果品の輸送網集約事業を初認定！

～増えています、2 者以上の連携による物流効率化～

国土交通省は、改正物流総合効率化法第 4 条第 4 項の規定により、鋼材等素材を扱うものとして初となる『総合トラック（株）他』申請の総合効率化計画を、また、青果品の輸送網集約事業として初となる『味の素物流（株）他』申請の総合効率化計画を認定しました。これにより、総合効率化計画の認定件数は 31 件となりました。

国土交通省では、物流分野における労働力不足や多頻度小口輸送の進展等を背景とする物流分野における省力化・効率化・環境負荷低減を推進するため、2 以上の者が連携した幅広い物流効率化の取組を支援しております。

【素材輸送】

総合トラック（株）他による輸送網集約および共同輸配送事業で、鋼材等の素材を扱うものでは初めての案件となります。計画では、関東から新潟等へ、これまで平均積載率約 10% 程度だった輸送が、納品時間を調整する等により共同輸配送および輸送網の集約を実現し、平均積載率が約 80% の高効率な輸送が可能になったものです。この取組により、CO₂ 排出削減量は年間 288.2t-CO₂、省力化は 4,732 時間の削減効果が見込まれます。

【青果品輸送】

味の素物流（株）他による青果品の輸送網集約事業で、青果品の輸送網集約事業としては初めての案件となります。計画では、東北エリアから大阪および九州エリアから東京へ、複数台で個別に輸送されていた青果物輸送を、東北からのものは東京で、九州からのものは大阪で積み替えを行い、東京⇄大阪間を 1 台のトラックに集約することで、平均積載率を 30% からほぼ 100% まで向上させ、CO₂ 排出削減量は年間 194.6t-CO₂、省力化は 4,032 時間の削減効果が見込まれます。

引き続き事業者の皆様および各運輸局と連携しながら、総合効率化計画の認定を通じ、物流の効率化に取り組んでまいります。認定案件の詳細については、別紙をご参照下さい。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局物流政策課 森崎、近藤、森田
代表：03-5253-8111（内線 53-315、25-402、53-334） 直通：03-5253-8799
FAX：03-5253-1559